

自由民主党議員団代表質問

境 公 司 議 員

わくわくシティ基金は条例を廃止せず、有効な活用策を考えよ

同基金は、ふるさと創生事業の1億円を原資に、その益金を利用してスポーツ・文化の振興を図る目的で設立された。財政健全化計画に基づき、同基金の原資を全額取り崩す廃止条例が提案されているが、廃止せずに有効な活用は考えられないのかとして、次のような質問があった。

市長の政治姿勢

わくわくシティ基金

問 同基金条例を廃止せず、有効な基金の活用は考えられないのか。

答 同基金の益金は、現在、ほぼ底をつき、今後、事業を実施できない状況にある。

また、本市の厳しい財政状況の中で、市民負担増を含めて財政構造の抜本的な改革を行う必要があり、同基金についても二十三年度末時点での累積赤字解消のための臨時の措置として苦渋の選択を行い、取り崩しを行うこととした。

取り崩した同基金の一部については、趣旨を踏まえ、二十一年度に記念グラウンド改修と文化会館の補修を予定し、二十二年度以降も、スポーツや文化の振興を図る施設の整備・改修等やソフト事業に活用したい。

今度とも、文化・スポーツの振興を通じた人材育成、

まちづくりは続けていく必要がある一方、本市が置かれている危機的状況を脱却し、住民の必要とする充実したサービス展開を行うためにも同基金の取り崩しに理解を願いたい。

景気対策

政府の七十五兆円の景気対策について、どのように認識しているのか。

答 七十五兆円の景気対策は、生活者や中小企業への支援並びに地方の活性化を重点に置いた対策となつてあり、関連して本市では、小中学校の校舎耐震化や労働福祉会館・文化会館の施設整備など地域活性化につながる事業を前倒して実施する。これらと定額給付金や子育て応援特別手当を含めると約三十億円の事業費となる。

これは、地域経済の活性化を図る上で大変ありがたく、これらの財源をより効果的かつ早急に活用し、より一層活性化を図っていく。

改正中心市街地活性化法の基本計画認定に向けた決意

問 十五年に中心市街地活性化基本計画を策定し、まちなか居住を推進する中で、今般、さんえい跡地で分譲マンション建設が起工し、今後の中心市街地活性化への寄与を期待している。

一方、国は十八年に中心市街地活性化法を改正しており、本市でも新たな基本計画の策定が商工会議所等から望まれているが、今後の取り組みを聞きたい。



答 十八年八月に中心市街地活性化法が改正施行され、

内閣総理大臣による新たな基本計画の認定により、多様な都市機能の増進と商業組む市町村に対して重点的に補助金等の措置を講ずる考え方が示されている。

同基本計画には、具体的な事業とスケジュールを明確にし、数値目標を設定して着実に事業を実施し、おおむね五年以内に成果を上げることが求められている。現在、府内で中心市街地活性化基本計画骨子案等の検討を進める一方で、昨年、商工会議所が中心となり、中心市街地活性化協議会準備委員会が設置されている。同委員会から提案される事業とあわせて、大牟田の顔にふさわしい中心市街地とするには、だれを対象にし、どんなまちを目指すかを明確にしながら策定することも、今後は、県・市民・商工会議所等と連携・協力し、安心で住みよいまちを目指し、認定に向け取り組んでいきたい。